

杉並区高齢者いっときお助けサービス事業 実施事業者募集要項

区では、心身機能の一時的な低下で日常生活に支障がある高齢者に対して、高齢者の居宅にホームヘルパーを派遣し、日常的な家事等を代行する高齢者いっときお助けサービス事業を実施しています。

令和7年度の事業運営に当たり、派遣業務を受託する事業者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

杉並区高齢者いっときお助けサービス事業委託

(2) 履行場所

杉並区内

(3) 主な業務内容

① 対象者

退院直後や急病により家事援助を必要としている要介護認定及び要支援認定を受けていない65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、定期的に援助できる親族がいない方

② サービス内容

高齢者の居宅にホームヘルパーを派遣し、生活援助サービス（調理、衣類の洗濯、居宅の掃除、生活必需品の買い物その他必要な家事援助。介護保険における訪問介護の生活援助サービスと同様）を提供します。

③ サービス提供時間等

サービスの提供時間は、午前8時から午後6時までとし、提供期間は1人に対して原則1ヵ月以内とします。また、1回の提供は45分を基本とし、15分を1単位とした6単位までで、週12単位を限度とします。

④ サービス提供方法

区が事業の利用を承認した高齢者の居宅へホームヘルパーを派遣し、杉並区地域包括支援センター（ケア24）が作成した個別援助計画書に基づきサービスを提供します。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 委託料

ホームヘルパーの派遣時間を派遣日毎に月単位で合算し、1単位（15分）につき700円を支払います。

なお、委託料には、派遣に要する交通費、事前訪問等に要する経費、損害賠償保険の加入に要する経費その他事業実施に必要な経費並びに消費税及び地方消費税を含みます。

2 受託要件

受託に当たっては、以下の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ・ 杉並区内に事業所があること。
ただし、契約締結後、杉並区外に事業所が移転しても当該年度に限り契約を継続できる。
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）による指定介護予防サービスまたは指定居宅サービスの訪問介護事業所の指定を受けていること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・ 法人の場合は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 申込方法

受託を希望する事業者は、次のとおり必要書類の提出をお願いします。

（1）提出書類

① 受託申込書（別紙1）

同一法人（団体）の複数事業所で申し込みをする場合は、法人（団体）の代表者名で、事業所毎の受託申込書を提出してください。なお、契約は法人（団体）の代表者との契約になります。

② 訪問介護・介護予防訪問介護に係る重要事項説明書の写し

※新規事業所と、昨年度から引続きの事業所で、内容の改定があったところのみ提出してください。

（利用者向けの案内・リーフレット等がありましたら、参考に添付）

（2）提出先

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1（西棟2階）

杉並区保健福祉部高齢者在宅支援課管理係

※ 提出は、原則として郵送をお願いします。未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

（3）提出期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月17日（月）午後5時（必着）

4 受託者の決定

受託者として決定した事業者には、令和7年3月上旬までに郵送とメール（書式等）にてお知らせします。

問合せ先

杉並区保健福祉部高齢者在宅支援課管理係 高瀬

電話：03-3312-2111（内線3234）

ファクス：03-5307-0687